

丸亀市婚活支援事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルの目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、丸亀市婚活支援事業を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 提案上限額

本業務に係る費用の合計額は、6,000,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、この金額を超える提案は無効とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 結婚支援や婚活イベント実施についてのノウハウを有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から本業務のプレゼンテーション実施の日までに、本市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中ではないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類…参加表明書（P8様式1）1部
国税及び地方税に未納がないことを証明する書類
- (2) 提出期限…令和5年4月27日（木）午後5時15分まで
- (3) 提出場所…〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市市長公室秘書政策課
TEL：0877-24-8839 FAX：0877-24-8860
電子メール：seisaku-t@city.marugame.lg.jp
- (4) 提出方法…配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする）。

7 質問の受付及び回答

本県に関する質問の受付及び回答は、次によるものとする。

- (1) 提出期限…令和5年4月25日（火）
- (2) 提出先…6の(3)に記載の電子メールアドレス宛てに送信すること。
- (3) 提出様式…様式任意
- (4) 回答方法等…質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、全ての提案者に対して、令和5年4月26日（水）までに電子メールで回答する。

8 参加資格の確認

- (1) 参加資格要件の確認…5に定める参加資格要件を満たす者か確認し、参加資格の有無を決定する。

(2) 選定通知（非選定通知）・・・参加表明書等を提出した者には、選定通知書（又は非選定通知書）に次に掲げる事項を記載し通知する。

① 参加資格があると認め、技術提案書等の提出を要請する者に選定された者については、参加資格がある旨及び技術提案書等の提出を要請する旨

② 参加資格がないと認めた者については、選定されなかった旨及び非選定理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

・通知日・・・令和5年4月28日（金）

・通知方法・・・電子メールにより通知（後に書面でも通知する。）

(3) (2)の非選定通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日（ただし、丸亀市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

・提出期限・・・非選定通知書に記載のとおり

・提出場所・・・6の(3)に同じ

・提出方法・・・6の(4)に同じ

・提出書類・・・様式は任意とするが、提出者の住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名、連絡先を記入すること。

(4) (3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により行う。

9 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類（全て様式は任意とする。）

・技術提案書

・業務工程表・・・仕様書に基づいた業務スケジュールを記載すること。

・会社概要及び業務実施体制※

・業務実績調書※・・・概ね5年間の同種業務の実績を記載すること。

・見積書・・・仕様書や技術提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

※印については、P 9、10 に参考様式を掲載

- (2) 提出期限・・・令和5年5月22日（月）午後5時15分まで
- (3) 提出場所・・・6の(3)に同じ
- (4) 提出方法・・・6の(4)に同じ
- (5) 提出部数・・・6部（原本1部、写し5部）

※(1)の提出書類は、提出後の追加、修正等は認めない。

※(2)の提出期限までに技術提案書等の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

10 提案者に対するヒアリング

次により技術提案に係るヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。

- (1) ヒアリングの予定日時・・・令和5年5月下旬

※詳細は、別途、電子メール等にて連絡します。

- (2) ヒアリングの実施要領・・・ヒアリングは1提案者ずつ実施し、1提案者あたりの持ち時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分の計30分とする。

- ・ヒアリング時の追加資料の配付は禁止する。
- ・プレゼンテーションは提出した技術提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションでプロジェクター等の使用を希望する者は、事前に市担当者と協議すること。（機器の接続時間は持ち時間には含めない。）

11 評価項目及び評価基準・評価方法

- (1) 参加表明書、技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価は、別表の評価項目及び評価基準により行う。
- (2) 評価方法・・・本件に関するプロポーザル委員会において、書類審査及びヒアリングを行い、別表の評価項目及び評価基準に基づく各委員の評価点を合計した総評価点数により評価する。

12 受託候補者の特定

- (1) 受託候補者の特定方法…11の(2)の総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受託候補者として特定する。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。なお、提案者が1社の場合も同様の手続きとする。総評価点数が同点の場合、見積書の額が安価な者を高い順位とする。
- (2) 審査結果の通知…受託候補者に特定した者に対しては、特定した旨、総評価点数及び契約手続きの旨を通知する。受託候補者に特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨、特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)、総評価点数及び所定の期限までに非特定理由についての説明を求めることができる旨を通知する。
- (3) 非特定理由の説明…非特定の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日(ただし、休日を除く。)以内に、次のとおり書面により、市長に対して、説明を求めることができる。
 - ・提出場所…6の(3)に同じ
 - ・提出方法…6の(4)に同じ
 - ・提出書類…様式は任意とするが、提出者の住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名、連絡先を記入すること。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により行う。

13 契約の締結

- (1) 契約締結の手続き…市長は、受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結する。

なお、受託候補者に特定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、12の(1)において付した次順位の者と同様の手続きを行うものとする。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合

15 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 技術提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 提出された書類は、返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本件以外の用に使用しない。
- (5) 業務実施体制に記載した者は、原則として変更することはできない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書等を無効とする。
- (7) 本件に関する情報公開基準については、丸亀市プロポーザル方式取扱規程(平成28年丸亀市訓令第31号)第19条の規定によるため、プロポーザル参加者は当該公開基準を了解の上参加すること。

16 本プロポーザルの実施スケジュール (予定)

プロポーザル公募開始	令和5年4月14日(金)
質問書受付終了	令和5年4月25日(火)
参加表明書等の提出期限	令和5年4月27日(木)
技術提案書等の要請	令和5年4月28日(金)
技術提案書等の提出期限	令和5年5月22日(月)
ヒアリング審査	令和5年5月下旬
審査結果通知	令和5年5月下旬

別表 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針	業務の目的に十分理解があり、提案の基本的な考え方や取組方針が妥当であるか。	5点
業務実績	同種又は類似業務の実績があり、業務に対応できる十分なノウハウがあるか。	5点
業務実施体制	業務の実施体制や人員が確立・確保されているか。	10点
業務計画	業務行程が効率的、計画的で実現性があるか。	10点
業務提案	業務全体として、参加者の結婚に対するハードルを下げ、婚活に前向きになり、イベントへの参加意欲を引き出す魅力的な内容が提案されているか。	15点
	参加者の増加につながるよう、イベントの周知や募集の方法など集客策が工夫されているか。	15点
	オンラインイベントでは、リアルイベントとは異なる参加者のニーズを踏まえた内容が提案されているか。	15点
	婚活イベントとの連携要件であるスキルアップセミナー及びかがわ縁結び支援センターへの登録について、業務全体として有機的に実施される提案内容か。	15点
	スキルアップセミナーは婚活に対する自信の醸成や不安の解消が図られる内容が提案されているか。	15点
	引き合わせが成立（カップリング）しやすくなるよう工夫されているか。	15点
業務経費	見積金額	10点
合計		130点

様式1

令和 年 月 日

参加表明書

丸亀市長 宛

住 所
商号又は名称
代表者氏名

丸亀市婚活支援事業委託の公募型プロポーザル方式による技術提案に参加することを表明いたします。

なお、参加にあたっては、丸亀市婚活支援事業委託公募型プロポーザル実施要領の記載内容を遵守することを誓約いたします。

記

担当者の連絡先

- (1) 所属
- (2) 所在地
- (3) 担当者氏名
- (4) 連絡先 TEL
FAX
E-mail

参考様式**【会社概要】**

名 称	
代表者氏名	
所在地	TEL FAX Email
資本金	千円
設立	年
従業員数	人
県内営業所の有無	有 ・ 無

【業務実施体制】

--

・総括責任者

氏名	
担当部署・役職	
経験年数	

・主任担当者

氏名	
担当部署・役職	
経験年数	

【業務実績調書】

過去5年間における、地方公共団体への本業務と類似する業務の主要な実績を記入してください。(件数が多い場合は、適宜、行数を追加してください)

1	発注者	
	業務名	
	請負金額	
	契約期間	
	概 要	
2	発注者	
	業務名	
	請負金額	
	契約期間	
	概 要	
3	発注者	
	業務名	
	請負金額	
	契約期間	
	概 要	
4	発注者	
	業務名	
	請負金額	
	契約期間	
	概要	